1195	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成25年4月26日
1196	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成25年4月26日
1197	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－5　耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成25年4月26日
1198	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－1　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成25年4月26日
1199	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－2　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成25年4月26日
1200	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「セキスイハウスB（制震）」の構造方法に応じて評価する方法	1－4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	積水ハウス株式会社	大阪市北区大淀中一丁目1番88号	平成25年4月26日

○沖縄総合事務局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十三日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　三四・八〇～三五・七〇　〇・〇二一　キロメートル

後　三五・〇〇～四八・五〇　〇・〇一一　メートル

南城市知念字久手堅長堂原三一九番一地内

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十三日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

供用の開始の区間　図面縦覧場所

路線名　三百三十一号　南城市知念字久手堅長堂原三一九番一地内　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月十三日

○沖縄総合事務局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月十三日

沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　三〇・〇〇～三五・五〇　〇・〇七一　キロメートル

後　三〇・八〇～五〇・四〇　〇・〇七一　メートル

浦添市字小湾アス原四九五番一から同市勢理客二丁目三五〇番まで

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

衆議院

議案送付

五月九日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

内閣法等の一部を改正する法律案

地方公共団体情報システム機構法案

会議

五月十日（金曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程　第十七号

平成二十五年五月九日（木曜日）

午前十時　本会議

第一　環境委員長川口順子君解任決議案（松井孝治君外十名発議）（委員会審査省略要求）

議事日程

五月十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十八号

平成二十五年五月十日（金曜日）

午前十時開議

議員辞職

五月九日議院は、比例代表選出議員室井邦彦の辞職を許可した。

常任委員長解任

五月九日議院は、次の常任委員長の解任を議決した。

環境委員長　川口　順子

議案提出

五月九日議員から次の議案が提出された。

民法の一部を改正する法律案（前川清成外六名発議）（参第六号）

議案受領

五月九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（閣法第二九号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四号）

地方公共団体情報システム機構法案（閣法第七号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（閣法第三号）

内閣法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）